

振 動 関 係

○振動規制法に基づく規制基準等

1 規制基準等

(1) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号 最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前 7 時から 午後 7 時まで〕	夜間 〔午後 7 時から 午前 7 時まで〕
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(2) 特定建設作業の規制に関する基準（規則第 11 条、別表第 1）

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

基 準	振動の大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1 日における 作業時間		同一場所におけ る作業時間	日曜日、休日にお ける作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域		
準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁 止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

(備考)

- 1 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
- 2 表中の A～F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
 - E 道路交通安全法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合

(3) 道路交通振動の限度（要請限度）（規則第 12 条、別表第 2）

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前 7 時から 午後 7 時まで〕	夜間 〔午後 7 時から 午前 7 時まで〕
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

2 指定地域

(1) 振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1		2	2	2	2			長野市が告示
松本市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			松本市が告示
上田市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1		1	2	2	2	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1			2	2	2	2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2			諏訪市が告示
須坂市	1	1		1		1	1	1		1	2	2	2	2		2	須坂市が告示
小諸市	1			1		1	1	1			2	2	2	2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1				2	2	2	2			中野市が告示
大町市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			大町市が告示
飯山市	1			1		1					2	2	2				飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	2*	2		1	茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	1・2	2			千曲市が告示
下諏訪町	1			1	1	1					2	2	2				最終改正 H8. 4. 4 県告示第 322 号
辰野町	1	1		1	1	1	1				2	2	2	2			
小布施町	1	1		1	1	1		1		1	2		2				

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の1及び2は、それぞれ第1種区域及び第2種区域を表す。
- *は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和7年3月31日現在

(2) 特定工場及び道路交通振動関係

区分	地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域およびこれらの地域に相当する地域

(3) 特定建設作業振動関係

区分	地域
第1号区分	ア 第1種区域 イ 第2種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル区域内
第2号区分	第2種区域のうち上記以外の区域

3 規制対象

(1) 特定工場等（法第2条、施行令第1条、別表第1）

イ 金属加工機械

（イ） 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（ロ） 機械プレス

（ハ） せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

（ニ） 鍛造機

（ホ） ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

ロ 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ハ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ニ 織機（原動機を用いるものに限る。）

ホ コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

ヘ 木材加工機械

（イ） ドラムバーカー

（ロ） チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

ト 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

チ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

リ 合成樹脂用射出成形機

ヌ 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 特定建設作業（法第2条、施行令第2条、別表第2）

イ くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業

ロ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

ハ 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

ニ ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）